



# 日本法教育研究センター コンソーシアム 年報



2018年度



2020年3月

日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局



---

I. 組織編	
1. 沿革	4 頁
2. 組織	7 頁
II. 活動編	
1. コンソーシアム活動	14 頁
2. 各センターの活動	23 頁
日本法教育研究センター・コンソーシアム規約	43 頁

---



---

# I . 組 織 編

---

---

---

# 1. 沿革

---

---

## 1. 設立の経緯

---

### (1) 法整備支援と人材育成

1990年代以降、多くの社会主義国が市場経済体制へと移行した。これら体制移行国は、公正な市場経済のための法制度、法の支配、人権、民主主義の確立を必要としている。また、経済のグローバル化に伴い、国内の法制度を国際標準に合致させる必要に迫られている。そのため、これらの国々は、諸外国・国際機関による支援を受けつつ、法整備を急速に進めている。

法整備支援によって新しい法律ができると、それを運用する人材が必要であり、同時に、いずれは自国の法を自らの手でつくりあげることができる人材を養成する必要がある。しかし、体制移行国では、時代に合った法学教育や体制の確立が遅れ、外国からの支援が求められている。

### (2) 初期の留学生教育の成果

名古屋大学大学院法学研究科は、1999年に、英語による日本法教育を開始した。文部科学省奨学金、JICA長期研修員制度、人材育成支援無償（JDS）事業などにより、実際の立法・行政活動に携わる実務家や大学教員を留学生として受け入れ、人材育成を行っている。英語による教育は、教員と体制移行国出身の学生との双方が使える言語としてやむを得ず選択したという面もあるが、修了生の多くは、現在では、行政・司法機関、大学などで中核的な役割を担い活躍している。

一方で、日本法教育を英語で実施することの困難さも次第に明らかになってきた。英語で書かれた日本法の文献が限られていること、法令が改正されてもその英語訳の入手には時間がかかることに加え、そもそも法がそれを運用する人々を含めたシステムであることを考えれば、背景にある社会、文化、言語などを理解することなしに法を理解することは困難ではないか、という理念的な問題もある。

### (3) 日本法教育研究センターの開設

そこで、名古屋大学は、日本法と日本社会を知ることのできる専門家を日本語により養成するために、2005年以降、アジア各地に「日本法教育研究センター」を開設した。各センターでは、現地各大学の協力の下、その国で法学を専攻する学生に対して、日本語による日本法教育を行っている。

また、各センターは、日本では入手が困難な各国の法制度、法運用に関する情報を現地法律家の協力を得ながら収集し、アジア法研究の現地拠点としての役割を果たすと同時に、各センター

に日本法に関する文献を所蔵し、現地専門家に対するセミナーおよび集中講義を開催し、日本法情報の発信拠点としての役割も担っている。

#### (4) 日本法の比較法的優位

日本は明治時代以降欧米法を継受するとともに、それを日本社会に適合する法として独自に発展させてきた。植民地法を土台に発展したアジア諸国法にとって、日本法の発展の経験から学ぶことは多く、またアジア的な文化要素を持っている日本法は、アジア各国にとってモデルの一つとなりうる。特に、これまで日本政府の法律起草支援により、日本法をモデルに法律がつくられた国々にとっては、日本法に精通した専門家の養成が求められている。さらに、とりわけ重要な点として、日本は比較法研究が発展しており、日本での研究活動を通じて、世界の法律に触れる機会にも恵まれている。

#### (5) コンソーシアムの設立

現在、経済のグローバル化の著しい進展により、日本の法学者・法律実務家には、これに対応する役割も果たすことが期待されている。それに伴い、日本の大学が提供する法学教育の内容や方法にも、これまでの知恵を生かしながら、大胆な改善を加えていく必要がある。また、アジア地域との経済交流が活発になる中、各国との交流をますます促進するために、各国法情報およびこれらに精通した人材が求められている。このような問題意識を踏まえ、2017年、これまで進めてきた「日本法教育研究センター」事業を「オールジャパン」の事業と位置づけるため、「コンソーシアム」を設立した。今後は、センターでの日本法・日本の法学をキーワードとした交流の経験・実績・ネットワークをオープン・リソースとし、日本の大学・研究者・実務家・企業とともに、事業を推進する。

## 2. 関連年表

- 1948年 名古屋大学法経学部設立（後に法学部と経済学部に分離）。
- 1991年 ベトナム・ラオス・カンボジア・モンゴルを対象に、アジア・太平洋地域法政研究教育事業（APプロジェクト）基金設立。
- 1995年  名古屋大学とガジヤマダ大学とが全学協定締結。
- 1998年  名古屋大学法学部とカンボジア王立法経大学とが部局間協定締結。
- 1999年  名古屋大学法学部とハノイ法科大学とが部局間協定締結。  
 名古屋大学法学部とホーチミン市法科大学とが部局間協定締結。
- 2000年  名古屋大学法学部とモンゴル国立大学法学部とが部局間協定締結。  
 名古屋大学法学部とタシケント国立法科大学とが部局間協定締結。
- 2001年  名古屋大学とラオス国立大学とが全学協定締結。
- 2005年  最初の日本法教育研究センターとしてウズベキスタン・日本法教育研究センター開設。
- 2006年  名古屋大学とタシケント国立法科大学とが全学協定締結。  
 名古屋大学とモンゴル国立大学とが全学協定締結。  
 モンゴル・日本法教育研究センター開設。
- 2007年  ベトナム（ハノイ）・日本法教育研究センター開設。
- 2008年  カンボジア・日本法教育研究センター開設。
- 2012年  ベトナム（ホーチミン）・日本法教育研究センター開設。
- 2013年  名古屋大学とカンボジア王立法経大学とが全学協定締結。  
 名古屋大学とヤンゴン大学とが全学協定締結。  
 ミャンマー・日本法律研究センター開設。
- 2014年  インドネシア・日本法教育研究センター開設。  
 ラオス・日本法教育研究センター開設。
- 2016年 名古屋大学基金特定基金「アジア法律家育成支援事業」開始。
- 2017年 <日本法教育研究センター・コンソーシアム>設立。



---

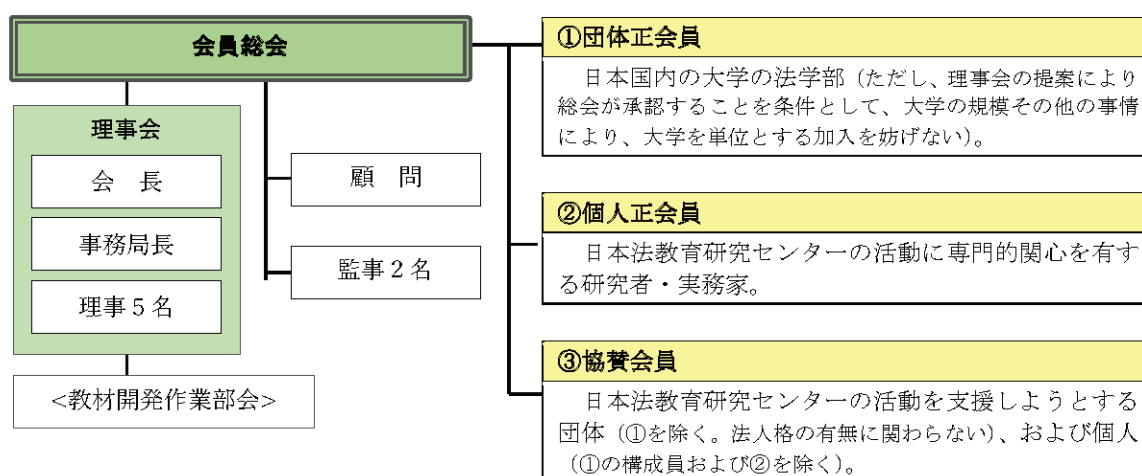
## 2. 組織

---

### 1. コンソーシアム

---

#### (1) 運営組織図



#### (2) 顧問・役員・作業部会委員（2018年度）

（2018年6月17日総会決定）

- 顧問 森 篤 昭夫（名古屋大学名誉教授/弁護士）
- 会長 鮎 京 正訓（愛知県公立大学法人理事長）
- 事務局長 小 畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）
- 理事 金子 由芳（神戸大学大学院国際協力研究科教授）  
鈴木 将文（名古屋大学大学院法学研究科長）  
只野 雅人（一橋大学大学院法学研究科長）  
林 智良（大阪大学法学部長）  
松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
- 監事 須網 隆夫（早稲田大学法学学術院教授）  
村上 裕章（九州大学大学院法学研究院長）

○オブザーバー団体（2018年度）

法務省法務総合研究所国際協力部	(2018年2月13日承認)
日本弁護士連合会	(2018年6月4日承認)
独立行政法人国際協力機構	(2018年7月10日承認)
公益財団法人国際民商事法センター	(2018年8月8日承認)

○教材開発作業部会（2018年2月13日設置）

<b>委員長</b>	村上正子（名古屋大学大学院法学研究科教授）
<b>委員</b>	上地一郎（高岡法科大学法学部教授）
	小川祐之（常葉大学法学部講師）
	傘谷祐之（名古屋大学大学院法学研究科特任講師）
	國分典子（名古屋大学大学院法学研究科教授）
	杉田昌平（センチュリー法律事務所弁護士）
	中村真咲（名古屋経済大学経営学部教授）

(2) 会員（2018年度）

《団体正会員》 18団体

名古屋大学大学院法学研究科  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター  
神戸大学大学院国際協力研究科  
九州大学大学院法学研究院  
大阪大学法学部  
早稲田大学法学学術院  
慶應義塾大学大学院法務研究科  
一橋大学大学院法学研究科  
関西大学法学部

朝日大学法学部  
立命館大学法学部  
名古屋経済大学  
広島大学大学院法務研究科  
金沢大学人間社会学域法学類  
西南学院大学法学部  
北海道大学大学院法学研究科  
同志社大学大学院司法研究科  
関西大学政策創造学部・大学院ガバナンス研究科

※申込受付順

《個人正会員》

40名

《団体協賛会員》 20 団体

株式会社TKC リーガルデータベース営業本部  
矢橋ホールディングス株式会社  
ヤバシインターナショナル株式会社  
矢橋林業株式会社  
矢橋工業株式会社  
三星礮業株式会社  
TMI 総合法律事務所  
大江橋法律事務所  
株式会社有斐閣

渥美坂井法律事務所  
信山社出版株式会社  
株式会社判例時報社  
株式会社日本評論社  
株式会社名南精密製作所  
株式会社千年社  
株式会社十六銀行  
株式会社十六総合研究所  
ブラザー工業株式会社

※申込受付順

《個人協賛会員》

5 名

## 2. 各国センターの概要

### ウズベキスタン (タシケント)



設立先大学：タシケント国立法科大学

設立年月日：2005年9月7日

教員数 (2019年3月末現在)：日本語講師 **6** 人 (うち日本人 **1** 人、現地人 **5** 人)、日本法講師 **2** 人 (うち日本人 **1** 人、現地人 **1** 人)

学生数 (同上)：1年生 **18** 人、2年生 **12** 人、3年生 **3** 人、4年生 **5** 人

### モンゴル (ウランバートル)



設立先大学：モンゴル国立大学法学部

設立年月日：2006年9月7日

教員数 (2019年3月末現在)：日本語講師 **6** 人 (うち日本人 **4** 人、現地人 **2** 人)、日本法講師 **4** 人 (うち日本人 **1** 人、現地人 **3** 人)

学生数 (同上)：1年生 **16** 人、2年生 **8** 人、3年生 **15** 人、4年生 **9** 人、5年生 **7** 人

### ベトナム (ハノイ)



設立先大学：ハノイ法科大学

設立年月日：2007年9月7日

教員数 (2019年3月末現在)：日本語講師 **6** 人 (うち日本人 **3** 人、現地人 **3** 人)、日本法講師 **2** 人 (うち日本人 **2** 人)

学生数 (同上)：1年生 **19** 人、2年生 **16** 人、3年生 **11** 人、4年生 **12** 人

### カンボジア (プノンペン)



設立先大学：王立法経大学

設立年月日：2008年9月5日

教員数 (2019年3月末現在)：日本語講師 **4** 人 (うち日本人 **3** 人、現地人 **1** 人)、日本法講師 **2** 人 (うち日本人 **1** 人、現地人 **1** 人)

学生数 (同上)：1年生 **25** 人、2年生 **11** 人、3年生 **8** 人、4年生 **11** 人

日本法教育・研究センターは、アジアの7カ国8カ所にセンターを設置している。いくつかのセンターでは、現地の大学に所属する学部学生が日本語で日本法を学んでいる。また、各センターは、それぞれの国のアジア法研究の拠点として機能することもめざしている。

### ベトナム (ホーチミン)



設立先大学：ホーチミン市法科大学  
 設立年月日：2012年1月7日  
 教員数（2018年3月末現在）：日本語講師**1**人（うち現地人**1**人）、日本法講師**1**人（うち日本人**1**人）  
 学生数（同上）：3年生**6**人、4年生**7**人

### ミャンマー (ヤンゴン)



設立先大学：ヤンゴン大学  
 設立年月日：2013年6月29日  
 教職員数：（2018年3月末現在）：**1**人（うち現地人**1**人）  
 学生数：———（教育機能は持たない）

### インドネシア (ジョグジャカルタ)



設立先大学：ガジャマダ大学  
 設立年月日：2014年1月12日  
 教員数：———  
 学生数：———（教育機能は持たない）

### ラオス (ヴィエンチャン)



設立先大学：ラオス国立大学  
 設立年月日：2014年2月28日  
 教員数：———  
 学生数：———（教育機能は持たない）

※各センターの教員数には非常勤スタッフを含む。



---

## II. 活動編

---

---

---

# 1. コンソーシアム活動

---

---

## 1. 活動計画 (2018年度)

---

(2018年6月17日総会決定)

### (1) 修了生の留学生としての受入

- 加盟大学に関する募集要項等の情報集約 (各センターに各大学コーナー設置)
- 夏季セミナー (日本での短期研修、毎年8月開催) 開催時に、名古屋大学 (予定) で加盟大学による留学説明会の実施
- 大使館推薦国費留学生受入に対する情報の交換
  - ⇒ 留学生受入メーリングリスト立ち上げ
  - ⇒ 留学・企業フェア開催 (2018年8月29日)
  - ⇒ 学年論文発表会開催 (2018年8月29日)

### (2) 留学生向け日本法教育手法の開発

- とくにアジアの体制移行国から受け入れる留学生のための日本法教育手法の開発・共有
- 現地スクーリングの実施のためのコーディネート
- 「教材部会」の設置
  - ⇒ シンポジウム「アジア地域からの留学生に対する法学教育のありかたを考える」開催 (2018年6月17日)
  - ⇒ 夏季セミナー、スクーリング講師募集
  - ⇒ 「教材作成作業部会」による日本法教育研究センター教科書作成 (8月1~3日特任講師との合同会議開催)

### (3) センターを利用したアジア各国法研究

- センター及び名古屋大学のネットワークを活用したアジア各国法研究のコーディネート
- アジア各国法研究に関する研究会・ワークショップ・国際会議開催支援、出版支援

### (4) 次世代の法整備支援・「司法外交」を担う人材育成

- 法整備支援サマースクールの関係各団体と共同しての開催
- CALE・日本法教育研究センターでのインターン受入
  - ⇒ サマースクール「アジアの法と社会 2018—法整備支援を考えるための基礎理論を学ぶ—」 (2018年8月27・28日)



- ⇒ 法科大学院修了生向け日本法講師体験
- ⇒ 名古屋大学学生短期派遣（9月ベトナム、2月ミャンマー）

(5) 法整備支援・「司法外交」研究

- 法整備支援・「司法外交」の理念、対象国、対象分野、実施過程、評価などを学問的に議論
- 日本政府が実施する法整備支援方針・「司法外交」についての議論

(6) 留学生との情報交流・ネットワーク拡大

- センター修了生・名古屋大学留学生との情報交流・ネットワーク拡大
- 修了生の各企業への人材紹介
  - ⇒ 留学・企業フェア開催（2018年8月29日）

(7) その他

- コンソーシアム年報（仮）の刊行
- 協賛会員加入促進
  - ⇒ コンソーシアム年報刊行

## 2. 2018年度の活動

### ■ 第2回教材開発作業部会

日時：2018年6月6日（水）15：00～17：30

会場：名古屋大学アジア法交流館（1階）CALEプロジェクト室

日本法教育研究センターで使用している教科書『日本史・公民』及び『日本の法システム』の改訂に向けて、教科書に含むべき内容の議論をし、具体的な目次を検討した。

### ■ 2018年度総会

日時：2018年6月17日（日）13：00～14：30

会場：名古屋大学・アジア法交流館（2階）カンファレンスルーム

審議事項：

- (1) 会員の承認
- (2) 2017年度決算
- (3) 2018年度活動計画
- (4) 2018年度予算
- (5) 役員選出
- (6) その他

報告事項：

- (1) 2017年度活動報告
- (2) その他



### ■ コンソーシアム・シンポジウム「アジア地域からの留学生に対する法学教育のありかたを考える」

日時：2018年6月17日（日）15：00～17：30

会場：名古屋大学アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム

名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）

司会：小畑郁（コンソーシアム事務局長／名古屋大学大学院法学研究科教授）

15：00～15：10 開会挨拶・趣旨説明

國分典子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／教授）

- 15 : 15～15 : 30 九州大学大学院法学府 LL.M バイリンガルプログラムの取り組み  
五十君麻里子（九州大学法学府教授）
- 15 : 30～15 : 45 慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻の取り組み  
松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
- 15 : 45～16 : 00 名古屋大学大学院法学研究科における留学生プログラムの取り組み  
水島朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）
- 16 : 00～16 : 15 休憩
- 16 : 15～17 : 15 全体討論
- 17 : 15～17 : 30 総括・閉会挨拶 鮎京正訓（コンソーシアム会長／愛知県公立大学法人理事長）



### ■ 第3回教材開発作業部会・特任講師会議との合同会議

日時：2018年8月3日（金）10：00～12：00、13：00～16：00

会場：名古屋大学アジア法交流館（1階）CALEプロジェクト室、名古屋大学アジア法交流館（2階）  
カンファレンスルーム

日本法教育研究センターで使用している教科書『日本史・公民』及び『日本の法システム』の改訂に向けて、教科書に含むべき内容を検討し、具体的な目次及び執筆者を決定した。

### ■ 2018年度夏季セミナー

日付：2018年8月20日（月）～31日（金）

実際の日本社会を体験するとともに、日本の法・法実践に関する講義等の受講を通し、特に国家と社会の仕組み、法の実態について学ぶことを目的として、5センターより24名の学生が来日し、以下の活動に参加した。講義は、コンソーシアム会員大学等の協力を得た。

#### ● 講義

- (a) 憲法（朝日大学・下條芳明教授）
- (b) 民法（名古屋大学・栗田昌裕准教授）
- (c) 刑事訴訟法（法務省法務総合研究所・高梨未央教官）

---

(d) 会社法（南山大学・家田崇教授）

(e) 労働法（神戸大学・斉藤善久准教授）

● 見学訪問

(a) 愛知県弁護士会（裁判制度の講義）

(b) 名古屋地方裁判所（施設見学、裁判傍聴）

(c) 笠松刑務所（刑務所制度講義、施設見学）

(d) 十六銀行（銀行におけるコンプライアンス講義・討論）

(e) 愛知県庁（地方自治のしくみの講義、県政概要・留学生施策説明、施設見学）

(f) トヨタ産業技術記念館（産業発展の概要説明、施設見学）

● 学年論文発表会

● サマースクール「アジアの法と社会 2018—法整備支援を考えるための基礎理念を学ぶ—」（各国における労働紛争解決に関する課題について発表、日本人学生と討論）

● ホームステイ（受入先：愛知県日越友好議員連盟、一宮市国際交流協会、かにえ国際交流友の会、幸田町国際交流協会）

● 文化交流

---

■ 連携企画・アジアのための国際協力 in 法分野 サマースクール「アジアの法と社会 2018—法整備支援を考えるための基礎理論を学ぶ—」

---

日付：2018年8月27日（月）・28日（火）

場所：名古屋大学アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）、日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、独立行政法人国際協力機構（JICA）

後援：愛知県弁護士会、アジア法学会

---

2018年8月27日（月）

【開講式】

・10：30～10：40 開会挨拶・趣旨説明 國分典子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／教授）

【第1部：体制移行と政治レジーム】

司会：國分典子（名古屋大学法政国際教育協力研究センター長／教授）

・10：45～12：15 講義①「政治体制の類型と民主化」溝口修平（中京大学国際教養学部准教授）

【第2部：体制移行と司法】

司会：佐藤史人（名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授）

---

- ・ 13 : 45～15 : 15 講義②「権威主義における裁判所と裁判官」樹神成（三重大学人文学部教授）
- ・ 15 : 30～17 : 00 講義③「市場経済移行国における法整備と法解釈」市橋克哉（名古屋大学大学院法学研究科教授）
- ・ 17 : 00～17 : 05 後援機関挨拶 木下芳宣（愛知県弁護士会会長）

2018年8月28日（火）

【第3部：体制移行と労働問題】

司会：村上正子（名古屋大学大学院法学研究科教授）

- ・ 10 : 30～12 : 00 講義④「体制移行国における労働紛争解決」香川孝三（神戸大学・大阪女学院大学名誉教授）

【第4部：法整備支援対象国の学生との対話・全体討論】

司会：早津裕貴（名古屋大学大学院法学研究科特任講師）

テーマ：各国における労働紛争解決

- ・ 13 : 30～14 : 30 日本法教育研究センター学生（ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア）の発表
- ・ 14 : 50～15 : 50 グループ討論（6グループに分かれて討論）
- ・ 16 : 00～17 : 00 全体討論

【閉講式】

- ・ 17 : 00～17 : 10 閉会挨拶 佐藤史人（名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授）



■ 2018年度名古屋大学日本法教育研究センター学年論文発表会

日時：2018年8月29日（水）（ポスター発表）10：30～11：45・（グループ討論）12：00～13：00

会場：名古屋大学アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）

共催：日本法教育研究センター・コンソーシアム



## ■ 留学・企業フェア

日時：2018年8月29日（水） 14：30～16：45

場所：名古屋大学アジア法交流館（2階）アジアコミュニティフォーラム

主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム

名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター（CALE）

司会：牧野絵美（名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師）

・14：30～14：40 小畑郁・コンソーシアム事務局長挨拶・趣旨説明

・14：40～15：15 参加団体紹介プレゼンテーション

14：40～14：45 金沢大学大学院人間社会環境研究科

14：45～14：50 関西大学大学院ガバナンス研究科

14：50～14：55 九州大学大学院法学研究院

14：55～15：00 同志社大学大学院司法研究科

15：00～15：05 名古屋経済大学

15：05～15：15 ロータリー米山記念奨学金

・15：15～15：30 休憩

・15：30～16：45 夏季セミナー参加学生との交流会



#### ■ 法科大学院修了生日本法講師体験

坂本あずさ（名古屋大学修了生）（ウズベキスタン派遣、2018年10月2日～10月12日）

細谷周平（一橋大学修了生）（ウズベキスタン派遣、2018年10月2日～10月12日）

遠嶋遥（一橋大学修了生）（ベトナム・ハノイ派遣、2018年10月14日～10月21日）

齋藤隆宜（一橋大学修了生）（カンボジア派遣、2018年9月25日～10月2日）

#### ■ 第4回教材開発作業部会

日時：2018年12月19日（水）16：30～18：00

場所：名古屋大学アジア法交流館（1階）CALEプロジェクト室

教科書『日本の法システム』の執筆者のうち憲法部分の担当者が参加し、教科書の執筆方針や憲法部分に含むべき項目について意見を交換した。

#### ■ 第5回教材開発作業部会

日時：2018年12月26日（水）15：00～17：30

場所：名古屋大学アジア法交流館（1階）CALEプロジェクト室

教科書『日本史・公民』の執筆者が参加し、原稿を執筆中に感じた疑問点について意見を交換した。また、各担当者間での担当範囲の調整を図り、目次を一部修正した。

#### ■ 第6回教材開発作業部会

日時：2019年3月5日（火）13：00～17：00

場所：名古屋大学アジア法交流館（1F）CALE企画室

教科書『日本の法システム』の執筆者が参加し、憲法部分の目次（章・節）を作成し、各章節に含まれるべき内容について検討し、合わせて憲法部分以外の担当者との担当する範囲の調整を行った。

#### ■ 第7回教材開発作業部会

日時：2019年3月18日（月）15：30～17：30

場所：名古屋大学アジア法交流館（1階）CALEプロジェクト室

教科書『日本史・公民』の執筆者が参加し、教科書の本文（第一次案）の内容を相互に確認しつつ、各担当者間の担当範囲の再調整、目次の再修正、そして教科書の体裁についての検討を行った。

### 3. 2018 年度決算

#### I. 収入の部

項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
<b>1. 年会費</b>	<b>1,712,000</b>	<b>1,792,000</b>	<b>80,000</b>	
団体正会員	480,000	540,000	60,000	18団体
個人正会員	170,000	125,000	△ 45,000	25名
団体協賛会員	1,050,000	1,110,000	60,000	15団体37口
個人協賛会員	12,000	17,000	5,000	5名 17口
<b>2. 寄付</b>	<b>0</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	
<b>3. 利子</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	
<b>収入合計 (A)</b>	<b>1,712,000</b>	<b>1,802,015</b>	<b>90,015</b>	
繰越金	891,983	891,983	0	
<b>収入合計[(A)+繰越](B)</b>	<b>2,603,983</b>	<b>2,693,998</b>	<b>90,015</b>	

#### II. 支出の部

項 目	予 算	決 算	差 額	備 考
<b>1. 修了生の留学生としての受入</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	<b>△ 10,000</b>	
・旅費(留学フェア打ち合わせ)	10,000	0	△ 10,000	
<b>2. 留学生向け日本法教育手法の開発</b>	<b>608,000</b>	<b>592,795</b>	<b>△ 15,205</b>	
・旅費(教材部会出席)	288,000	63,855	△ 224,145	3名
・旅費(シンポジウム報告)	70,000	74,410	4,410	2名
・旅費(スクーリング講師派遣)	250,000	454,530	204,530	2名
<b>3. センターを活用したアジア各国法研究</b>	<b>414,000</b>	<b>45,760</b>	<b>△ 368,240</b>	
・現地拠点対応コーディネーター費用	414,000	45,760	△ 368,240	
<b>4. 次世代の法整備支援を担う人材育成</b>	<b>108,450</b>	<b>65,710</b>	<b>△ 42,740</b>	
・旅費(サマースクール)	72,000	29,260	△ 42,740	2名
・謝金(サマースクール)	36,450	36,450	0	3名
<b>5. 法整備支援研究</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>6. 留学生との情報交流・ネットワーク拡大</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>7. 事務局経費</b>	<b>859,600</b>	<b>1,049,986</b>	<b>190,386</b>	
・事務処理経費(4-3月)	609,600	609,600	0	
・年報印刷費(テープおこし含)	100,000	399,600	299,600	
・雑費(消耗品、郵送料、印刷費等)	150,000	40,786	△ 109,214	
<b>8. その他</b>	<b>464,000</b>	<b>11,360</b>	<b>△ 452,640</b>	
・旅費(コンソーシアム協力会員協力依頼)	120,000	11,360	△ 108,640	
・旅費(理事会出席)	144,000	0	△ 144,000	
・予備費	200,000	0	△ 200,000	
<b>支出合計 (C)</b>	<b>2,464,050</b>	<b>1,765,611</b>	<b>△ 698,439</b>	
<b>収支差額 (A)-(C)</b>	<b>△ 752,050</b>	<b>36,404</b>	<b>788,454</b>	
<b>収支差額(次年度繰越金) (B)-(C)</b>	<b>139,933</b>	<b>928,387</b>	<b>788,454</b>	



## 2. 各センターの活動

### 1. 教育カリキュラム

海外に展開する各センターのうち、教育機能をもつセンターでは、次の教育活動を行っている。

#### (1) ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。



#### (2) 学期

各センターでは、8-9月頃から1-2月頃までが前期、2-3月頃から6-7月頃までが後期である。

#### (3) 各年次の教育内容

##### <入学~1年次>

まず、現地の大学に在籍する学生の中から、優秀な学生約20-30名を選抜する。選抜された学生たちに対して、現地に派遣された日本人講師や現地採用の日本語講師が、4年間（モンゴルのみ現地大学のカリキュラムに合わせて5年間）の日本語教育を実施する。合わせて、大学院進学後の研究活動

に備え、論理的思考、論文執筆等のアカデミックスキルの養成も行う。

## <2年次>

(前期)

### ●日本事情

日本の国土、気候、人口、労働、家族、教育などの日本事情について学ぶ。

(後期)

### ●名古屋大学作成教材『日本史・公民』

**日本史**：日本法を学ぶために、日本が諸外国からの影響を受け、どのように国家の制度を整備していったかの流れを、古代、古代の終わり、中世(1)鎌倉時代、中世(2)室町時代・戦国時代、近世・江戸時代、近代(1)明治、近代(2)大正・昭和の7つのセクションに分けて学ぶ。

**公民**：日本法を学ぶための基礎知識として、民主政治の基本原則(1)(2)、日本国憲法(1)(2)(3)、日本の社会保障、市場経済と独占禁止法を7つのセクションに分けて学ぶ。

### ★2年生日本語到達目標★

聞く：教員や学習者に慣れた人が、標準語「です・ます」体で話す、生活や学習などの身近な話題についての会話や話ならば、要点を理解できる。

読む：事実の説明文や単純な意見文などの、単純な構造を持つ論理的な文章を読んで理解できる。

話す：社会的な話題について、複数の文を連ねたり修飾語句などを使って、説明したり議論したりできる。自国の社会問題についての構成のあるプレゼンテーションを、相手が聞いてわかりやすく行うことができる。

書く：社会科学に関係のある話題について、つながりのあるテキストを書くことができる。ある問題について、自分の主張、その根拠を説明する文章を書くことができる。

## <3年次>

### ●名古屋大学作成教材『日本の法システム』

ある程度現地の法制度について学んだ学生に対して、比較法の観点から日本法の位置づけと概要を学ぶために、日本の法システム全体の構造や特色、それが形成されてきた過程やその問題点などを学習する。現在、教材が完成している比較法入門、戦前日本の制度、戦後日本の制度、立法とその審査の4つのセクションに分けて学ぶ。



## ●学年論文

論理的思考を養成し、日本語でのライティング能力を向上させるために、原則として現地法に関して日本語でまとめる「学年論文」を1年間かけて執筆する。分量は、13,500～20,000字で、現地大学で学んでいる現地法について情報を収集・整理し、自分の問題意識を明確にできるようにすることを旨とする。テーマは社会問題でもよく、無理に法律論として構成する必要はない。

## <3年次修了時>

### ●夏季セミナー

各センターの優秀な学生上位5名程度を選抜し、日本での約2週間の研修を実施する。滞在中は、講義、法律関係機関への訪問、日本人学生との討論などに参加し、学んだことを運用する機会とする。

#### ★3年生日本語到達目標★

聞く：専門分野の話題についてのやや複雑な事実の情報を理解でき、90分程度の講義の全体の流れが理解できる。

読む：自分の専門分野や関連のある主題について書かれた短編論文を読んで、十分に理解できる。ただし、事実関係・論理構造・含意が複雑なものは、正しく理解できない場合もある。

話す：法学や研究テーマに関する話題について、自分や相手の理解を確認しながら会話を進めること、および15分ほどのプレゼンテーションができる。

書く：レポートを書くときに、根拠を提示しながら、ある視点に賛成・反対の理由を上げ、様々な選択肢の利点と不利な点を説明できる。

## <4年次>

### ●野村豊弘『民法法入門（第7版）』（2017年、有斐閣）

約6ヶ月かけて、以下の項目にしたがい、民法法入門を学ぶ（スクーリング実施時には、民法法入門の学習は終了している。）。

第1章 民法法	第2章 民法と民法典	第3章 権利と義務	
第4章 法律行為	第5章 代理	第6章 時効	第7章 契約
第8章 所有権	第9章 不法行為	第10章 事務管理・不当利得	
第11章 債務の弁済	第12章 家族	第13章 親子・扶養	
第14章 相続	第15章 団体	第16章 権利の実現	

### ●大学院入試のための研究計画指導

大学院進学希望者に対して、研究計画執筆指導を行う。名古屋大学の大学院入試は、毎年1月から2月にかけて実施される。

## ●授業「ゼミ」

現地法と日本法を比較した発表、事例演習などを各センターで実施。テーマ・実施方法は、各センターで独自に選択。

### ★4年生日本語到達目標★

聞く：自分の専門分野での議論であれば、抽象的な話題でも具体的な話題でも、内容的にも言語的にもかなり複雑な話の要点を理解できる。

読む：専門に関するコントロールされていないテキストを、その種類にあわせて読み方を変えながら、独力でかなり読み解ける。専門に関して広範な語彙力を持っているが、連語などに関しては補助が必要な場合がある。

話す：専門分野に関しては議論ができ、母語話者に負担を感じさせずに、流暢にやりとりができる。自分の専門分野に関して、流れのよい構成のしっかりしたプレゼンテーションを、準備すれば行うことができる。

書く：複数の考えを相互に関連付け、明瞭で詳しいテキストを書くことができる。様々な情報や議論を評価した上で書くことができる。

## (4) 教育方針

日本法教育研究センターで学習する「日本法」科目の内容については、憲法および民法の2科目とする。

ミッションポリシーで掲げる「日本法の学習を通じた母国法に対する批判的な問題意識」は、どの科目を学習しても共通して得られるはずのものであること、現地の大学における現地法と並行して学習することから必ずしも十分な時間をかけられないことを考慮すると、1) 憲法と民法が日本法の中心科目であること、2) 日本の法整備支援においても民法を中心に行われてきていること、3) 国対私人、私人対私人の関係をバランスよく学ぶ必要があることから、憲法および民法に重点を置いて学習し、そこで得られた比較法的視点を他の科目を学習する際にも応用できるような能力を身に付けさせることが望ましいと考えた。

## (5) スクーリング

スクーリングは、3年次および4年次（モンゴルは5年次も含む）の学生を対象として実施する集中講義（2コマ×3日間程度）であり、日本から各専門分野の教員を派遣する。現地で実施している「日本法」科目で取り扱っていないテーマを中心として、現地センターで提供する教育を補完する役割を担う。

## 2. 学年暦・時間割 —ウズベキスタンの場合

学年暦・時間割は、各センターの位置する国の暦や現地大学の学年暦・時間割によって左右されるため、センターによって異なる。以下では、ウズベキスタンのセンターを例として紹介する。

### (1) ウズベキスタン・センターの概要

タシケント国立法科大学は、司法省が直接管轄する法曹養成の単科大学で、ウズベキスタンにおける唯一の法学高等教育機関である。学生数は約 2,500 名であり、これまでに、司法省をはじめとする政府高官や法曹を数多く輩出している。首都タシケントの中心部に位置し、校舎は 1875 年に建設された非常に歴史ある建築物を使用している。

ウズベキスタンは親日家の多い国であり、ウズベキスタンの人々は、日本に対して深い親しみと尊敬の念を抱いている。そのような中、センター修了生が、将来、ウズベキスタンの法整備の担い手となり、日本とウズベキスタンのより深い友好関係を築く礎となることが期待されている。



日本の小学生たちと交渉の授業 (2017年3月)



先輩と後輩で授業後に仲良く写真撮影 (3名ともその後名古屋大学に留学) (2017年6月)



修了する学生たちとセンターでプロフ食事会 (2018年7月)



2017年度センター修了式 (2018年7月)



2018年度の新入生歓迎パーティー (2018年10月)



JICA 隊員による書道体験クラス (2018年9月)

(2) 学年暦

	センター全体	1年生	2年生	3年生	4年生
9月	前期授業開始 書道教室	学生募集 入学試験			
10月	新入生歓迎会 日本法講師体験受入				
11月					
12月	新年会				
1月	↓	期末試験	期末試験	期末試験	期末試験 推薦試験（筆記）
2月	後期授業開始		学内弁論大会	スクーリング 学年論文中間発表会	推薦試験（面接）
3月	ナウルズパーティー				
4月					
5月			日本史発表会	学年論文提出	
6月	↓	期末試験	期末試験	期末試験 夏季セミナー面接	期末試験
7月	修了式				
8月	名古屋大学短期研修生との交流会			夏季セミナー	



日本の大学院に通う先輩の体験談を聞く会（2018年9月）



センター内弁論大会の入賞者（2019年2月）



伝統的な祝日ナウルズを学生のお宅でお祝い（2019年3月）



中央アジア日本語弁論大会で2位入賞（2019年4月）

(3) 時間割

2018年度 前期 ウズベキスタン日本法教育研究センター 時間割						
学年	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1年生 Aクラス	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	
	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	
1年生 Bクラス	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	日本語総合Ⅰ 14:00～15:00	
	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	日本語総合Ⅰ 15:10～16:10	
	文法・語彙 9:00～10:00	文法・語彙 9:00～10:00	日本語総合Ⅲ 9:00～10:00	作文 9:00～10:00	漢字 9:00～10:00	日本語総合Ⅲ 9:00～10:00
2年生	文法・語彙 10:10～11:10	文法・語彙 10:10～11:10	日本語総合Ⅲ 10:10～11:10	作文 10:10～11:10	日本事情 10:10～11:10	日本語総合Ⅲ 10:10～11:10
	日本語総合Ⅴ 14:00～15:00	日本法Ⅰ 14:00～15:00	文章表現 11:30～12:30	日本法Ⅰ 14:00～15:00	文章理解 14:00～15:00	模擬裁判 11:30～12:30
	学年論文 15:10～16:10	日本法Ⅰ 15:10～16:10	文章表現 12:40～13:40	日本法Ⅰ 15:10～16:10	文章理解 15:10～16:10	模擬裁判 12:40～13:40
	日本語総合Ⅶ 9:00～10:00	日本語総合Ⅶ 9:00～10:00	日本法Ⅲ 9:00～10:00	日本語総合Ⅶ 9:00～10:00	日本法Ⅲ 9:00～10:00	論文購読 9:00～10:00
4年生	日本語総合Ⅶ 10:10～11:10	日本語総合Ⅶ 10:10～11:10	日本法Ⅲ 10:10～11:10	日本語総合Ⅶ 10:10～11:10	日本法Ⅲ 10:10～11:10	論文購読 10:10～11:10



ちぎり絵の展覧会を開催 (2019年5月)



日本史の授業で壁新聞を作成 (2019年5月)



名古屋大学大学院で修士課程を終えたばかりの修了生 (2019年9月)



1年生のウェルカムパーティを実施 (2019年11月)

### 3. 各センターの活動

#### ✓ ベトナム（ホーチミン）

ホーチミン市法科大学は、ベトナム中南部で唯一の法律専門大学である。1982年に設立され、現在は教育訓練省の管轄下にある。学部、在職コース、修士課程、博士課程を有し、フランス語・英語で法律を学ぶ特別コースを設置するなど外国語教育に力を入れている。ホーチミン市法科大学が開講している高度日本語コースに所属する40名前後の学生の内、学術日本語に興味を持ち、かつセンターの試験に合格した学生のみがホーチミンセンターに所属している。センターの位置するホーチミン市はベトナム最大の商業都市であり、多くの日系企業が進出していることから、センター修了生はこうした民間部門を中心に活躍すると期待されている。



修了式（2018年8月） 4期生7名が修了。



人文社会大学主催第3回スピーチコンテスト（2019年2月） 優勝者のトゥイジアンさん。



夏季セミナー（2018年8月） 文化発表会で歌を披露した。



特別講義（2018年11月） AGSの先生方からベトナムビジネストラブルについて講義があった。



## ✓ カンボジア

2008年に開所したカンボジアセンターも、2018年に無事に10周年を迎えた。2018年2月には、王立法律経済大学内のホールにて、10周年の記念式典を開催した。日頃お世話になっている王立法律経済大学・司法省の関係者はもちろん、国内外でお世話になっている法律家の方々、元講師など、大勢の方にご参加いただくことができた。前日には同窓会も開催され、過去・現在の学生たちが学年を超えて親交を深めることができた。

2019年度は12期生が入学する。大学の学習とセンターの学習という二足のわらじは大変だが、知識や経験は、他では得られないものばかり。新しい学生との出会いがますます楽しみである。



**10周年記念式典**（2018年2月） 式の幕開けは在校生によるアプサラダンスで始まる。踊りを指導したのも修了生。当日は書道を日頃指導してくださっている書家による揮毫もあった。



**ミニドラマ発表**（2018年8月） 夏季補習で毎年学生たち自身が制作しているミニドラマ。写真は、アンコールワット時代(?)の裁判を再現したミニドラマ。衣装や小道具も本格的だった。



**7期生修了式**（2018年7月） 2014年に入学した7期生11名が修了した。女性陣のサンポット（カンボジアの伝統的なスカート）と男性陣のネクタイがお揃いであることに注目。オーダーメイドである。



**書道の授業**（2018年11月）



**同窓会**（2018年2月） 10周年記念式典の前日に CJLC 初の同窓会を開催。1期生から10期生まで集合した。

## ✓ ハノイ

センターのあるハノイ法科大学は、ベトナム随一の法律専門家養成機関と位置付けられており、司法省をはじめとする政府高官、法曹を数多く輩出している。ハノイ市西部の新市街に位置し、学生数は約1万人である。

ベトナムは、親日的で、日本に憧れと尊敬を抱く人が多い。また、日系企業のベトナム進出や、日本におけるベトナム人労働者の増加に伴い、日系企業で働くチャンスが急増していることから、センターの入学希望者は多い。例年、200名前後の学生の中から優秀な学生25名を選抜している。法科大学の正規課程と日本語・日本法学習の両立は容易ではないが、学生たちは、将来、日本への留学や日本に関係する仕事に就くことを夢見て、日夜勉強に励んでいる。



書道体験 (2018年5月) 1年生、2年生、3年生が好きな漢字を選んで書いた。「渋味」って何ですか？



センター修了式 (2018年6月) 修了生代表が答辞の言葉に詰まるほどに涙する場面も。最後は笑顔でポーズ。



浴衣着付け体験 (2019年3月) ハノイ在住ボランティアの方々のご協力により、1年生全員が好きな浴衣を着て、心行くまで写真を撮ってFacebookを賑わせた。



茶道体験 (2019年5月) 裏千家のボランティアの方々のご協力により初めての本格的なお茶とお菓子を味わった。



国際交流基金主催の日本語スピーチコンテスト (2019年5月) 1名が2位入賞を果たし、3名が副賞として訪日プログラムへの招待を受けた (全員2年生)。



民事模擬裁判 (2019年5月) 4年生が日本の裁判官・検察官・弁護士の指導の下、ゼミの授業の集大成として日本法に準拠した模擬裁判を行った。

## ✓ モンゴル

モンゴル国立大学は、1942年に設立された、モンゴルで最も歴史ある国立大学であり、専任教員750名、学部学生だけで16,000名を擁する国内最大の総合大学である。センターの日本法コースは、モンゴル国立大学法学部比較法学科の正規コースとして位置付けられており、センターでの履修科目は卒業単位として認定される。

センターでの教育は、日本語教育の盛んなモンゴルでも特に高い成果を収めており、各種の日本語スピーチコンテストでは例年上位入賞を果たしている。また、2018年12月の第17回大学対抗交渉コンペティションで総合7位に入賞し、2019年5月のモンゴル国立大学法学部論文大会で2位および3位を受賞するなど、法学分野での活躍も目覚ましい。



センターでの特別授業風景 (2019年4月)



2018年度の修了生 (2018年6月)



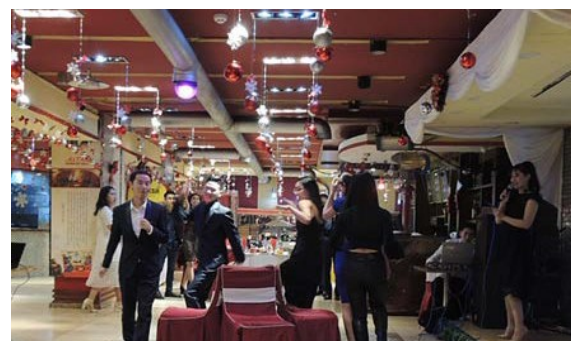
学校対抗スピーチコンテスト (2018年12月)



サルヒット風力発電所の見学 (2018年3月)



覚書改訂版の調印式 (2018年10月)



クリスマス・パーティ (2018年12月)

## ✓ ラオス

ラオス国立大学法律政治学部は、1986年に司法省の下に設置された法律学校が前身であり、1997年にラオス国立大学に編入されてその一学部となった。ラオス国立大学は、1996年に設置されたラオスで初めての総合大学である。法律政治学部には、民法、刑法、ビジネス法、政治、国際関係の5つの学科が設置されており、約2,800名の学生が在籍している。

センターは、学生に対する日本語教育を2018年12月まで実施した。また、文部科学省・世界展開力強化事業により、学生交流も積極的に実施しており、名古屋大学法学部学生研修を受け入れている。



2018年度修了式



名古屋大学法学部学生研修



## ✓ ミャンマー

ヤンゴン大学は、1920年に設立されたミャンマーで最も古い国立総合大学である。2013年以前は20研究科から構成される大学院大学であったが、同年12月から学部教育を開始した。また、同年に名古屋大学との学術交流協定を締結したが、これはミャンマーの総合大学と日本の総合大学との初めての協定である。

センターでは、日本からの短期・長期交換留学などの学生交流に加え、憲法、会社法などを中心とした研究活動を実施している。



名古屋大学法学部学生研修



会社法ワークショップ

## ✓ インドネシア

ガジャマダ大学は、1949年に設立されたインドネシアで最も歴史のある大学のひとつである。広大なキャンパスに18学部・25以上の研究所を有し、約2,300名の教員と約55,000名の学生が在籍している。インドネシアで最大規模の大学であり、かつ、もっとも権威ある大学である。

センターでは、ガジャマダ大学法学部および社会政治学部と協力して、国際セミナーを開催している。2018年度は、International Conference on ASEAN Studies (ICONAS)を開催し、ASEAN共同体形成にともない生じる様々な課題について議論がされた。



センター開所式



ガジャマダ大学との共催による国際セミナー

## 4. 活動の成果

### (1) 各センターの修了者数・修了者の進路

海外の各センターのうち教育活動を行うセンターでは、毎年 10 名前後の修了生を送り出している。修了生の総数は、2018 年現在、**276** 人を数える。修了者の一部は、名古屋大学をはじめ日本各地の大学に留学し、引き続き学習や研究に取り組んでいる。他の多くは、現地で政府機関や民間企業に就職し、それぞれの立場で母国の発展に力を尽くしている。

表 1 各センターの修了者数 (2018 年 9 月現在)

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2007 年度	4 人	—	—	—	—
2008 年度	8 人	—	—	—	—
2009 年度	5 人	—	—	—	—
2010 年度	9 人	—	—	—	—
2011 年度	5 人	7 人	9 人	—	—
2012 年度	5 人	9 人	13 人	8 人	—
2013 年度	4 人	7 人	9 人	8 人	—
2014 年度	3 人	8 人	6 人	9 人	—
2015 年度	4 人	6 人	11 人	7 人	6 人
2016 年度	4 人	4 人	10 人	8 人	7 人
2017 年度	2 人	4 人	13 人	8 人	6 人
2018 年度	3 人	8 人	11 人	12 人	6 人
小計	56 人	53 人	82 人	60 人	25 人

表 2 修了者の進路 (2017 年 9 月現在 [暫定集計結果])

大学院進学	100 人	北海道大学 (1 人)、東北大学 (1 人)、東京大学 (1 人)、早稲田大学 (1 人)、成蹊大学 (1 人)、名古屋大学 (71 人)、名城大学 (1 人)、名古屋経済大学 (1 人)、大阪大学 (2 人)、神戸大学 (2 人)、九州大学 (1 人)、その他現地の大学・日本以外の外国の大学等
就職	125 人	現地政府機関 (司法省・法務省、内務省、憲法院・憲法裁判所、裁判所、検察庁等) (24 人) 外国政府機関 (現地日本大使館、JICA 等) (6 人) 大学教員等 (11 人) 民間企業 (76 人、うち法律事務所等 26 人) その他
その他・不明	56 人	留学準備中 (5 人)、日本語学校 (2 人)、インターンシップ (2 人) 等

※人数は延べ人数であり、大学院進学後に就職した場合は進学・就職の双方に計上する。

## 修了生から一言

### ガンホヤグ・ダワーニヤム さん

(モンゴル出身、現地在住・大学勤務)

あなたとセンターとの関係を教えてください。



私は、モンゴル国立大学法学部にある日本法教育研究センターの3期生です。2008年9月に日本法教育研究センターに入学し、5年間の勉強を経て2013年6月に卒業しました。その後、同年の10月から名古屋大学法

学研究科に入学し、2015年9月に修士号、2019年3月に博士号を取得しました。

現在どんな仕事をしていますか？

現在、モンゴル国立大学法学部で専任講師として働いています。商法・会社法を専攻しており、学部

生と大学院生向けの商法・ビジネス法・会社法・金融商品取引法、破産法、競争法などを教えています。

センターで学んだことで、今、役に立っていることは何ですか？

何よりも先に出てくるのは、研究方法です。つまり、センターで勉強している間、学年論文や研究計画書などを書くことで、学术论文を書く基礎能力を身に付けることができ、その経験がさらなる成長に繋がったと思います。

センターの思い出の中で、良かったことや楽しかったことは何ですか？

センターでの思い出は、たくさんありますが、その中から一点だけ、紹介します。それは、学部3年生の時に、ベトナム・カンボジア・ウズベキスタンからの学生たちと名古屋大学での夏季セミナーに参加し、女性刑務所・ゴミ処理場の見学やホームステイなど色んなことを体験したことです。

### バイ・ホン・ズオン さん

(ベトナム出身、現地在住・

日系法律事務所グローバルパートナー弁護士)

あなたとセンターとの関係を教えてください。



2009年にハノイ法科大学・名古屋大学日本法教育研究センターに入学し、2013年に卒業しました。残念ながら名古屋大学に行ったことがありませんが、大学を卒業した後、現在までも様々なご縁でセンター・名古屋大学の先生方から多様なご支援を頂いております。

現在どんな仕事をしていますか？

現在、ベトナム国弁護士としてベトナムに進出される日系企業様、すでに進出された既存の企業様へのベトナム法務関連業務をサポートしております。

また、和解・調停人として日系企業が直面するベトナム国内問題・紛争への解決支援を行っています。

センターで学んだことで、今、役に立っていることは何ですか？

まずは日本語を学んだので、コミュニケーションの壁を乗り越えられます。また、センターで身につけた日本法とベトナム法の制度の違いを認識した上で説得力のあるアドバイスができるように思います。特に法解釈というものがないベトナムで、日本の法解釈を学ぶことでベトナム法の意義がより分かるようになりました。

センターの思い出の中で、良かったことや楽しかったことは何ですか？

センターで知識を勉強するのみならず、先生方から進路指導も受けられました。つまり、学生の時から、勉強の目的や将来像を明確にできて、勉強の動機になったということです。

## (2) 博士号取得者

センター設立から7年を経た2012年以降、2019年3月現在までに、以下に掲げる修了生が博士号を取得した。

Umirdinov, Alisher Isoqjonovich 「天然資源に関する国際直接投資紛争における課税主権：ウズベキスタンを素材として」(名古屋大学、2012年9月、博士(比較法学))。

RASULOV, Muhammadjon 「ウズベキスタン倒産法における否認権の行使に関する諸問題：日本及びロシア倒産法制度との比較を中心に」(名古屋大学、2013年9月、博士(比較法学))。

Jurabek, NEMATOV 「ウズベキスタンにおける行政裁判制度の法的諸問題：旧ソ連における行政に対する司法審査との比較研究」(名古屋大学、2014年9月、博士(比較法学))。

CHEA, Seavmey 「不当労働行為救済制度のカンボジア・日本・アメリカ比較法研究：差別的取扱判断基準を中心に」(名古屋大学、2017年9月、博士(比較法学))。

リム・リーホン 「カンボジアにおける司法の独立とアカウントビリティ：日・仏・英との比較を中心に」(名古屋大学、2018年5月、博士(比較法学))。

ガンホヤグ・ダワーニャム 「環境汚染の局面における親会社責任の法律構成：モミ日法比較考察を中心に」(名古屋大学、2019年3月、博士(比較法学))

(以上、<<https://ci.nii.ac.jp/d/>>より。)

---

---

### 。 。 。 。 。 。 。 。 。 奨学金について 。 。 。 。 。 。 。 。 。

日本法教育研究センターの修了生のうち、日本国内に留学している者は、日本政府(文部科学省)奨学金の他、次の民間の奨学金の枠を活用している。

・じゅうろくアジア留学生奨学金.....	2人/年
・ロータリー米山記念奨学金.....	1人/年
・マブチ国際育英財団奨学金.....	3人/年
・Nagashima Ohno & Tsunematsu ベトナム留学生奨学金.....	1人/年

---

---



### (3) 日本語能力試験合格者

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定することを目的とする試験である。世界最大規模の日本語の試験であり、2017年度には、第1回(7月)・第2回(12月)の2回の試験で、81カ国・地域の約103万人が受験した。センターでは、日本語で日本法を学ぶために必要な能力の一つとしてN1またはN2の認定を受けることを奨励している。

表3 N1・N2 認定者

	ウズベキスタン	モンゴル	ベトナム (ハノイ)	カンボジア	ベトナム (ホーチミン)
2017年第2回 試験(12月)	N1 1人 N2 0人	N1 3人 N2 4人	N1 0人 N2 3人	N1 0人 N2 0人	N1 0人 N2 8人
2018年第1回 試験(7月)	N1 0人 N2 1人	N1 — N2 —	N1 0人 N2 4人	N1 0人 N2 0人	N1 0人 N2 10人

合格者数はセンター在籍者のみを対象にしており、修了者を含まない。

表4 参考：N1・N2 認定の目安および認定率等

<b>N1</b>	<p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。</p> <p><b>読む</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。</li> <li>さまざまな話題の内容に深みのある読み物ものを読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。</li> </ul> <p><b>聞く</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。</li> <li>❖2017年12月：受験者数 108,938 人、認定者数 34,288 人（認定率 31.5%）</li> <li>❖2018年7月：受験者数 105,026 人、認定者数 34,982 人（認定率 33.3%）</li> </ul>
<b>N2</b>	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p> <p><b>読む</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。</li> <li>一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。</li> </ul> <p><b>聞く</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。</li> <li>❖2017年12月：受験者数 143,519 人、認定者数 51,018 人（認定率 35.5%）</li> <li>❖2018年7月：受験者数 143,939 人、認定者数 55,320 人（認定率 38.4%）</li> </ul>

(日本語能力試験公式ウェブサイト [<http://www.jlpt.jp/index.html>] より)

#### (4) 受賞歴等

##### ● 日本語スピーチコンテスト等入賞者

各センターが位置する国・都市では、さまざまな主体により日本語によるスピーチコンテスト、弁論大会等の企画が開催されており、センターの学生もこれらの企画に積極的に参加している。

<b>(ウズベキスタン)</b>	
❖ 第 27 回ウズベキスタン日本語弁論大会 (2019 年 3 月 2 日)	2 位
<b>(モンゴル)</b>	
❖ 2018 “新潟賞” 日本語スピーチコンテスト (新潟県国際交流協会主催、2018 年 11 月 4 日)	最優 秀賞
❖ 第 5 回日本語スピーチコンテスト (モンゴル日本青年交流支援センター主催、2018 年 11 月 4 日)	2 位 4 位
❖ 第 24 回学校対応日本語スピーチ・コンテスト (在モンゴル日本大使館=モンゴル日本語教師会=モンゴル・日本人材開発センター=独立行政法人国際交流基金主催、2018 年 11 月 10 日)	1 位
❖ 第 16 回日本語スピーチコンテスト (モンゴル国立科学技術大学主催、2018 年 11 月 24 日)	2 位
<b>(ベトナム (ホーチミン))</b>	
❖ 平成 30 (2018) 年度 尚友倶楽部 ベトナム日本研究学生 ・若手研究者 日本研究論文コンテスト」(2018 年 6 月)	優秀賞 2 名
❖ 第 3 回日本語作文スピーチコンテスト (広島大学ベトナムセンター=小丸交通財団=ベトナム国家大学ホーチミン市校人文社会科学大学日本学部主催、2019 年 3 月 2 日)	1 位
<b>(カンボジア)</b>	
❖ 第 21 回日本語スピーチコンテスト<渡航経験なし部門> (王立プノンペン大学外国語学部日本語学科=カンボジア日本人材開発センター=在カンボジア日本国大使館共催、2018 年 5 月 27 日)	2 位

##### ● その他の入賞者

<b>(モンゴル)</b>	
❖ 大学対抗交渉コンペティション第 17 回大会 (インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション運営委員会、2018 年 12 月 1 日・2 日)	7 位

(5) 研究・広報活動（2017年度（補遺）・2018年度）

以下では、①日本法教育研究センターの活動を紹介する論稿、②各センターの現・元教員等の関係者が執筆したものであって、センターでの活動あるいはその位置する国の法制度を考察の対象とする論稿、を紹介する。

鮎京正訓「ASEAN 共同体設立とベトナム新憲法（特集 ASEAN 共同体と法）」社会体制と法 16・17号（2019年）16-19頁。

市橋克哉「ウズベキスタンにおける行政法の法典化と法解釈および法解釈学の可能性（特集 ウズベキスタンにおける行政法改革）」ICD news 75号（2018年）23-28頁。

——「非西欧諸国における法治主義：アジア市場経済移行諸国における法治主義（比較法的・歴史的文脈における立憲主義と法治主義）」公法研究 80号（2018年）90-99頁。

傘谷祐之「カンボジア人の氏名に関する一考察：フランス植民地期における創氏の試みとその失敗」愛知文教大学比較文化研究第15号（2018年）39-52頁。

上東亘「ベトナム不動産投資に関連する法制度概要：最新法令と実務動向（特集 分野別に見る2017年企業法務の新たな課題）」The Lawyers 14巻1号（2017年）38-42頁。

近藤行人「日本人教師とウズベク人教師の作文に対する文章観の比較」社会言語科学 19巻2号（2017年）10-26頁。

——「ウズベク人日本語学習者の文章観の変容：異文化間レトリックの知見に基づく作文教育実践」異文化間教育 48号（2018年）131-145頁。

篠田陽一郎「外国法制・実務 カンボジアにおける不動産担保実務」ICD news 77号（2018年）27-35頁。

——・内山淳・前田優太「カンボジア現地調査報告：全国の始審裁判所の実情について（1）～（3）」法律のひろば 72巻1号（2019年）61-70頁、72巻2号（2019年）43-49頁、72巻3号（2019年）53-60頁。

杉田昌平「社会主義法・アジア法部会 ベトナムにおける法解釈権限の帰属と立法内容における問題」比較法研究 79号（2017年）266-268頁。

——・村上幸隆・武藤司郎・小幡葉子・枝川充志「座談会 ベトナムの法・司法と日本人弁護士：支援の現場で感じたこと、そしてベトナムにおける法律業務について（特集 ベトナムに対する国際司法支援）」自由と正義 70巻3号（2019年）26-34頁。

——・五十嵐充・杉田昌平・田畑智砂・藤井嘉子『中国・タイ・ベトナム労働法の実務 Q&A：海外駐在弁護士が解説する』（労働調査会、2018年）。

ミアン・ピッチダビナー=傘谷 祐之「翻訳：カンボジア・憲法院の組織及び運営に関する法律」Nagoya University Asian Law Bulletin 4号（2018年）43-56頁。

渡辺真由子・伊藤頼子「モンゴルにおける法学部生を対象とした法的思考力養成を目指したプロジェクトワーク：市議会議員との対話による新たな視座の獲得」言語教育実践イマ×ココ6号（2018年）54-64頁。

# 日本法教育研究センター・コンソーシアム規約

2017年5月22日採択（発起人団体代表者会議）

## 第1章 総則

**第1条**（名称）本コンソーシアムは、「日本法教育研究センター・コンソーシアム」（略称「CJL コンソ」）と称する。

**第2条**（目的）本コンソーシアムは、法学の研究・教育分野におけるアジアを舞台とした国際交流を促進するために、名古屋大学大学院法学研究科および同法政国際教育協力研究センター（以下、CALE という）が運営する日本法教育研究センターの事業に参画することを目的とする。

2 本コンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科が定める「日本法教育研究センター・ミッションポリシー」（別添）を承認する。名古屋大学大学院法学研究科は、同ミッションポリシーを修正する場合には、本コンソーシアムと十分な協議を尽くさなければならない。

3 本コンソーシアムは、前項にいうミッションポリシーに基づく日本法教育研究センターの事業に貢献する。

**第3条**（事業）本コンソーシアムは、次の事業を行う。

- ①日本法教育研究センターの運営方針についての、名古屋大学大学院法学研究科およびCALEとの協議
- ②日本法教育研究センターおよびそのネットワークを利用した教育（学生募集を含む）・研究事業の調整
- ③日本法教育研究センターの経験を生かした、アジア諸国における日本法の教育方法（教材を含む）開発
- ④その他本コンソーシアムの目的に合致する教育・研究支援関連事業

## 第2章 構成員およびオブザーバー

**第4条**（構成員）本コンソーシアムの目的に賛同し、規約を承認する団体および個人は、理事会および総会の

承認を得て、次の各号の 카테고리 別に、本コンソーシアムの構成員となることができる。

①団体正会員：日本国内の大学の部局、ただし、理事会の提案により総会が承認することを条件として、大学の規模その他の事情により、大学を単位とする加入を妨げない。

②個人正会員：日本法教育研究センターの活動に専門的関心を有する研究者・実務家

③協賛会員：日本法教育研究センターの活動を支援しようとする団体（①を除き、法人格の有無にかかわらず）および個人（①の構成員および②を除く）

2 団体正会員（その個人構成員を含む）および個人正会員は、日本法教育研究センターのミッションポリシーに従い、かつその健全な運営を害しない限りで、日本法教育研究センターの施設やサービスを優先的に利用することができる。

3 団体正会員は、本コンソーシアムにおいて、すべて平等に取り扱われる。本コンソーシアムは、団体正会員の個人構成員と、個人正会員との平等な取扱いを確保するよう努める。本項の規定は、本規約で定める年会費および年会費額に応じた総会での票数の規定の適用を妨げない。

4 1項各号の構成員は、本規約に定める年会費を納入しなければならない。

**第5条**（オブザーバー団体）理事会は、国または地方公共団体の機関のように、その性格により団体正会員または団体協賛会員となることが適切でない団体を、本コンソーシアムに対する恒常的な助言を求めため、オブザーバー団体となるよう招請することができる。

2 前項の招請を受けた団体は、その受諾によりオブザーバー団体となる。

**第6条**（脱退）本コンソーシアムの構成員は、事務局にその旨を通知することにより、本コンソーシアムから脱退することができる。ただし、脱退通知の到達日の属する会計年度の年会費は支払わなければならない。

### 第3章 役員および機関

**第7条**（役員・顧問）本コンソーシアムに、次の役員をおき、団体正会員の個人構成員および個人正会員のなかから、総会において選任する。

- ①会長： 1名（本コンソーシアムを代表する）
- ②事務局長： 1名（本コンソーシアムの事務を統括する）
- ③理事： 5名程度
- ④監事： 2名（本コンソーシアムの財産および業務の執行を監査する）

2 前項の役員の任期は、選任された定期総会から次年度の定期総会までとする。役員が任期途中で辞任または資格を喪失したときは、当該役員の所属する団体正会員は、後任者を指名することができる。その者は、理事会の承認を条件として、残任期間、当該役員の役職を務めるものとする。

3 本コンソーシアムに若干名の顧問をおくことができる。顧問は、団体正会員の個人構成員または個人正会員から、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。

**第8条**（総会の構成・議決）本コンソーシアムの意思決定機関として、総会をおく。総会は、少なくとも年1回開催される。総会においては、団体正会員および団体協賛会員は、それぞれが指定する代表者により代表される。

2 総会は、次の各号の要件のいずれをも満たすことで成立する。出席には委任状によるものも含む。

- ①団体正会員の過半数が出席すること
- ②合計して、総会における票数の半数を超える団体

正会員および個人正会員が出席すること

3 協賛会員は、総会に出席し、発言することができるが、議決権を有しない。

4 議決にあたっては、可能な限り広範な合意を確保するよう協議を尽くしたのちのみ票決に付することができる。

5 票決の場合には、次の各号のいずれをも満たすことにより、総会の議決として成立する。

- ①出席団体正会員の総票数の過半数の賛成
- ②出席正会員の総票数の過半数の賛成

6 第14条4項の規定の適用を害することなく、団体正会員は、総会の議決に際して、各6票を行使することができる。個人正会員は、各1票を行使することができる。

**第9条**（総会の権限）次の各号については、総会の議決を要する。

- ①本規約の採択および改正
- ②入会の承認。ただし、理事会による承認をもって直ちに構成員としての地位が発生し、総会の承認が得られない場合には、遡及的に入会が取り消されるものとする。
- ③役員・顧問の選任
- ④活動方針の決定
- ⑤予算および決算の承認
- ⑥本コンソーシアムの解散
- ⑦その他本規約により総会の議決事項とされている事項

**第10条**（理事会）本コンソーシアムの会務執行機関として理事会をおき、会長、事務局長、理事により構成する。監事は理事会に陪席することができる。

**第11条**（専門作業部会）理事会は、本コンソーシアムの専門的事業のために、専門作業部会を設けることができる。

**第12条**（事務局）本コンソーシアムの事務局を、CALEにおく。事務局は、理事会および監事の監督の下、事務局長の責任において日常的な会務の調整を行う。

## 第4章 財政

**第13条** (財政の原則) 本コンソーシアムの財政は、会費、寄付金、補助金その他の本コンソーシアムの目的に合致する収入でまかなう。

2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

**第14条** (年会費) 本コンソーシアムの年会費を次の各号のように定める。

①団体正会員 3万円

②個人正会員 5,000円

③協賛会員 団体1口3万円、個人1口1,000円

2 前項①号の規定にかかわらず、一つの大学で複数の部局が団体正会員となっている場合は、それらの団体正会員の年会費を、大学単位で3万円を限度として、減額することができる。

3 前項の規定の適用および減額された年会費の決定は、理事会の提案に基づき、総会の議決による。

4 前2項の規定により、3万円未満の年会費が定められた団体正会員は、総会においてその年会費額5,000円ごとに1票を有するものとする。

**第15条** (正会員会費の使途の限定) 本コンソーシアムの団体正会員および個人正会員の年会費収入は、日本法教育研究センターのランニングコスト(特任教員の人件費を含む)に支出してはならない。

## 第5章 雑則

**第16条** (最初の事業年度) 本コンソーシアムの最初の事業年度を、2017年4月1日から始まる1年と定める。

**第17条** (効力発生) 本規約は、第1回総会における採択によって、遡って効力を発生する。

**第18条** (経過規定) 第1回総会において役員が選出されるまでの間、本コンソーシアムの発起人団体の代表で構成する会議体が、本規約の規定に従って理事会の職務を遂行する。

### (別添) 日本法教育研究センター・ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。

## 団体協賛会員

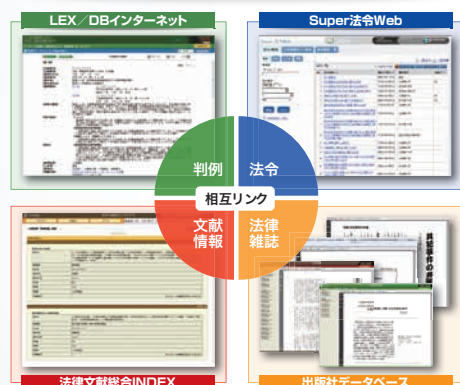
判例収録数30万件突破!!

# TKCローライブラリー

無料トライアルのお申込みはこちらから  
[www.tkc.jp/law/lawlibrary](http://www.tkc.jp/law/lawlibrary)

誕生から35年超の信頼と安心、判例・法令・文献・法律雑誌を統合した日本最大級の法律情報データベース  
 60を超えるコンテンツ群、260万件以上の法情報を収録し、有用な法律情報を効果的に収集できる最適なツールです。

### TKCローライブラリーのコンテンツ構成



#### 判例 LEX/DBインターネット

- 日本最大級の判例収録数30万件超(令和元年11月現在)
- 141誌掲載・独自収集の重要判例等を日次更新により早期収録

#### 法令 Super法令Web

- 法務省責任編集「現行日本法規」に基づく信頼の法令データベース
- 過去改正履歴標準搭載:152の重要法令は施行時からの閲覧可能

#### 文献 法律文献総合INDEX

- 94万件超の法律関連文献情報を網羅的に収録(令和元年11月現在)
- 「法律時報」文献情報(創刊号昭和4年以降)とTKC独自収集情報収録

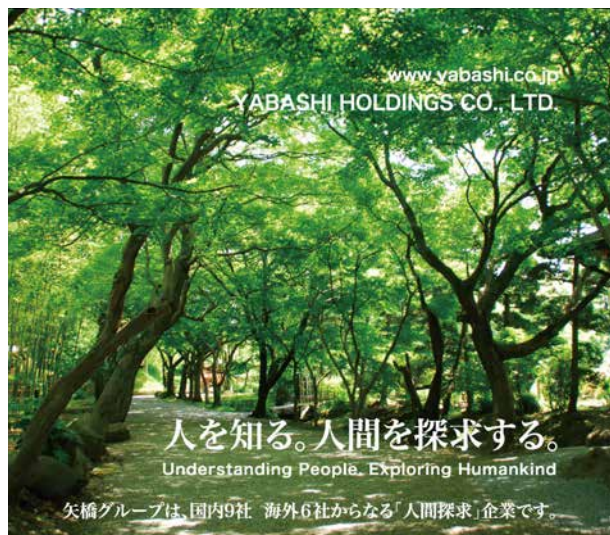
#### 法律雑誌 独自コンテンツ多数提供、収録を拡大中

- 主要法律雑誌「判例タイムズ」「ジュリスト」「法律時報」等収録
- 各分野の専門コンテンツも充実!

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| ● ビジネス関連 | ● NBL(商事法務)・ビジネス法務(中央経済社)等 |
| ● 労働関連   | ● 季刊労働法/労働法EX+(労働開発研究会)等   |
| ● 刑事関連   | ● 季刊刑事弁護(現代人文社)等           |
| ● 交通事故関連 | ● 交通事故民事裁判例集Web(ぎょうせい)等    |

お問い合わせ先 株式会社TKC 東京本社 リーガルデータベース営業本部

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル2階 E-mail:lexcenter@tkc.co.jp フリーダイヤル:0120-114-094(土・日・祝日を除く9:00~17:00)



矢橋ホールディングス株式会社  
 YABASHI 〒503-2213岐阜県大垣市赤坂町226 TEL.0584-71-0820



# 十六銀行

大江橋法律事務所  
 OH-EBASHI

法律学の未来を  
 一冊一冊に

Shinzansha Publisher

## 信山社





 <p>株式会社 名南精密製作所 MEINAN SEIMITSU SEISAKUSHO</p>	<p>21世紀の 知的創造に貢献する</p>  <p>有斐閣 since 1877</p> <p>〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17 <a href="http://www.yuhikaku.co.jp">http://www.yuhikaku.co.jp</a></p>		
--	---	--	--

## 日本法教育研究センター・コンソーシアム年報・2018年度

発行元 日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局

名古屋大学法政国際教育協力研究センター内  
日本法教育研究センター・コンソーシアム事務局  
464-8601 名古屋市千種区不老町  
Tel: 052-789-2325/ 4263 Fax: 052-789-4902  
E-mail: [cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp](mailto:cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp)  
<http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

発行日 2020年3月

印刷・製本 名古屋大学消費生活協同組合印刷部

※ 本誌の一部を引用する場合は、出典を明記して下さい。



